

第一章 総 則

(施設の目的および運営方針)

第1条 この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的とします。

この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる幼保連携型認定こども園を設置します。

認定こども園しゃらこども園

また、豊かな思いやりのある心、知的好奇心や遊び心のある保育、教育、基本的生活習慣の育成等を通してまことの保育（仏教精神に根ざした保育、教育）を目指します。

このこども園は乳幼児に関する専門性をもった保育教諭等が、家庭との緊密な連携の基に、利用する乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行うようにします。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児自ら安心して環境に関わりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児とともによりよい教育及び保育の環境を創造するように努めます。

利用する乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用する乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

(位 置)

第2条 しゃらこども園の位置は、鹿児島県曾於市財部町北俣字大庸14、8-2、10-1とします。

(名 称)

第3条 この幼保連携型認定こども園は、認定こども園しゃらこども園とします。

(園児の定員)

第4条 本園の定員は、1号認定35名、2号、3号認定160名とします。

(こどもの区分ごとの利用定員)

第5条 本園のこども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次表のとおりとします。

本園に入園できる乳幼児は、1号、2号認定者は満3歳から、3号認定者は満0歳から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児とします。

- (1)教育標準時間の認定(1号認定)を受けた園児 35名
- (2)保育時間の認定を受けた園児(2号認定)のうち満3歳以上の者 90名
- (3)保育時間の認定を受けた園児(3号認定)のうち満3歳未満の者 70名

1, 2号認定者

保育年限	組別	定員
5歳児	2組	45名(1号認定者15名、2号認定者30名)
4歳児	2組	40名(1号認定者10名、2号認定者30名)
3歳児	2組	40名(1号認定者10名、2号認定者30名)

3号認定者

保育年限	組別	定員
2歳児	1組	30名
1歳児	1組	20名
0歳児	1組	20名

第二章 職員の職種、員数及び職務の内容

(教職員)

第6条 本園に、次の教職員をおきます。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 園長 | 1名 |
| (2) 副園長 | 1名 |
| (3) 主管保育教諭 | 1名以上 |
| (4) 保育教諭、教諭、保育士 | 20名以上 |
| (5) 園医 | 1名 |
| 歯科医 | 1名 |
| 学校薬剤師 | 1名 |
| (6) その他事務職員 | 1名 |

2. 職員の職務は、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところに依ります。
3. 園長は、園務を総括し、所属教職員を指揮監督します。
4. 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどり、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行います。
5. 主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどることとします。
6. 保育教諭、教諭、保育士は、乳幼児の教育、保育をつかさどります。
7. 前項の教職員のほか、こども園に助教諭、看護師、看護助手、講師、その他必要な職を置くことがあります。

(提供する教育・保育の内容)

第7条 本園の内容は、幼保連携型認定こども園教育、保育要領に定める基準により園長が定めます。

第三章 教育・保育を行う日及び時間等

(保育終始の時刻)

第8条 本園の始業及び終業の時刻は、午前7時から午後6時までとします。

(保育・教育日時数)

第9条 保育・教育日数は、週6日（1号認定者は週5日）とし、1日の保育日時数は、4時間以上を原則とします。

本園の年間の保育・教育時間数は、39週以上とします。

教育標準時間認定者（1号認定者）は午前9時から午後3時00分までの6時間を限度とします。

保育標準時間利用者（2号、3号認定者中）は午前7時から午後6時までの11時間を限度とします。

保育短時間利用者（2号、3号認定者中）は午前9時から午後5時までの8時間を限度とします。

(学期)

第10条 1年を次の3学期に分けます。

第1学期	4月1日から	8月31日
第2学期	9月1日から	12月31日
第3学期	1月1日から	3月31日

(休園日)

第11条 本園の休園日は、次のとおりとします。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始休業日 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 土曜日（1号認定者）
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで（1号認定者）
- (6) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで（1号認定者）
- (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで（1号認定者）

2 保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときには、園長は、前項の規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に保育を行うことがあります。

第四章 入園 休園 退園 修了 及び 表彰

(入園)

第12条 入園については、園長の許可を要とします。

(入園申込)

第13条 入園の申込みは以下の場合に分かれて行います

1号認定者 本園に直接入園願書を提出します。本園から内定を受けた後、園から居住する市町村に認定を申請し認定書が交付された後に契約します。

2号認定者、3号認定者

居住する市町村に「保育の必要性」の認定を申請し、交付された認定証を基にこのこども園に入園願書を提出し契約します。

(入園手続き)

第14条 本園に入園を許可された者の保護者は、当該入園許可の日から10日以内に入園手続を行いません。

(入園の選考)

第15条 本園に申込みをするに当たり、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日条例第27号)第6条により正当な理由なく申込みを拒むことはしません。

正当な理由とは以下に示します。

①定員に空きがない場合

②定員を上回る申込みがあった場合

③その他特別な事情がある場合

1. 特別な支援が必要なこどもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制が整わない場合
2. 意図的な利用者負担の未納が相当程度の可能性で想定される場合
3. 利用者負担の全部または一部を納付する意思がないことを明確に表明されている場合
4. 園の理念に反する行いをするもの

2 このこども園に定員を上回る利用申込みがあった場合、建学の精神等このこども園の理念に基づく選考(面接)を行います。

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示します。ただし、保育時間の認定を受けたものについては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定されます。

4 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日条例第27号)第7条によりできる限り協力します。

(入園許可の取り消し)

第16条 園長は前条に定める期間内に入園手続が行われない者について、入園許可を取り消すことがあります。

(欠席等)

第17条 園児が病気その他の理由により欠席又は遅刻するときは、保育開始の時刻までにその旨を保護者から園長に届け出なければなりません。

(出席停止)

第 18 条 園長は、伝染病にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、その出席停止を命ずることがあります。

(休園および退園)

第 19 条 休園及び退園しようとするときは、幼児の保護者から園長にその旨届け出なければなりません。

(修了)

第 20 条 本園所定の保育課程を修了した幼児には、修了証書を授与します。

(賞罰)

第 21 条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがあります。

2 他の園児に対し、教育上好ましくないとされる者は、これを 1 週間以内の登園停止とすることがあります。

第五章 保育料 その他の経費

(経費)

第 22 条 本園の保育料は次の通りとします。

本園においては、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 9 月 30 日条例第 27 号)第 13 条により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収します。

2 本園においては、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 9 月 30 日条例第 27 号)第 13 条 4 項により、別途以下の費用を徴収することがあります。

- ①日用品、文具等の購入費用
- ②行事参加費用(遠足など)
- ③食事の提供費用(1号認定、2号認定者は副食、3号認定者は主食、副食を除く)
- ④通園に要する費用(通園バスなど)
- ⑤その他通常必要とされるものにかかる費用で、保護者負担が適当なもの

(保育料等の納付方法)

第 23 条 本園に在園する者は、毎月その月分の利用料を 18 日までに園が指定する金融機関の口座に納付しなければなりません。

(保育料の還付請求)

第 24 条 途中入退園の場合は日割りで計算します。1号認定者は 20 日を基本として日割り計算します。

2.3号認定者は25日を基本として日割り計算します。

※計算の結果、10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

(保育料等滞納者に対する処置)

第25条 園長は、保育料等の未納が納期限後1ヶ月以上に及んだ園児について、登園を停止し、なお、引き続き保育料等を納付しないときは、これを除籍することがあります。

第六章 その他

(緊急時等における対応方法)

第26条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行います。

本園の教職員は、保育している乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに嘱託医または利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置をします。

2 保育中に事故が発生した場合は、利用する乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置をします。

3 事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策をします。

4 利用する乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(非常災害対策)

第27条 本園は、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日条例第27号)第32条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図ります。

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火にかかる訓練を実施するものとします。

(虐待の防止のための措置)

第28条 利用する乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、教職員に対する定期的な研修の実施その他必要な措置をします。

第29条 この園則、運営規則の実施について、必要な細則は、園長が別に定めます。

附 則

この園則、運営規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

この園則、運営規則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行します。

この園則、運営規則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行します。

この園則、運営規則は、令和 02 年 4 月 1 日から改正施行します。

この園則、運営規則は、令和 02 年 5 月 1 日から改正施行します。